

大津市各種体育・スポーツ大会激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種体育・スポーツ大会に出場する選手に対して激励金を交付し、もって本市の体育・スポーツの普及と振興を図ることを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 この要綱による激励金の交付対象となる各種体育・スポーツ大会は、次の各号に定める国際大会及び全国大会とする。

(1) 国際大会 次に掲げる大会をいい、親善、交歓等のための大会は除く。

ア オリンピック競技大会

イ 世界選手権大会（ただし、最上位の大会と認められるものに限る。）

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体、準加盟団体又は承認団体の種目で、国内又は日本を除くアジア地区その他の国外で開催される予選会等の代表者として、又は当該競技団体の推薦をもって出場する国際大会

(2) 全国大会 単一又は複数の都道府県の区域を単位として開催される予選会等の代表者として、又は公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟競技団体の推薦をもって出場する次に掲げる大会で、競技志向のものをいい、親善、交歓等のための大会並びに小・中学校の各体育連盟及び単一職域団体が開催するものは除く。

ア 公益財団法人日本スポーツ協会が開催する大会

イ 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体、準加盟団体又は承認団体が開催する大会

ウ 公益財団法人全国高等学校体育連盟又は公益財団法人日本高等学校野球連盟が開催する大会（これらの連盟が開催しない大会であって、これらの連盟が開催する大会に準ずると認められるものを含む。以下「高体連等開催大会」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの大会に相当するものとして、市長が認める大会

(交付対象者)

第3条 この要綱による激励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する大会に出場する大津市在住者で、その大会要項に基づく登録選手のみとし、監督、コーチ、マネージャー等は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市外在住者で、18歳に達する日までに通算して3年以上の間、市内に在住、在学又は在勤していたものについては、国際大会又は滋賀県代表として出場する国民スポーツ大会に出場する場合に限り、交付対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市外在住者で、市内設置高等学校に在籍しているものについては、高体連等開催大会に出場する場合に限り、市内在住者とみなして、同項の規定を適用する。

(激励金の額)

第4条 この要綱による激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による激励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、次の者から市長に提出するものとする。

(1) 公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟団体長

(2) 大津市スポーツ協会加盟競技団体長

(3) 学校長

(4) 選手個人（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者にあつては、その親権者）

(5) 交付対象者本人が申請書を提出できないことにつき市長が相当の理由があると認める場合にあつては、市長が適当と認める者

2 前項の申請は、原則として当該大会開催日の1か月前までに行わなければならないものとし、当該大会開催日の10日前（閉庁日を除く。）以後に行うことはできない。ただし、予選会等の開催日程の都合上これによりがたいと市長が認める場合その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大会要項

(2) 予選会等における競技成績表又は派遣依頼書等

(3) 大会参加申込書の出場者リストその他交付対象者が当該大会に出場することが確認できる書類

(4) 本人確認書類の写し（第3条第1項に該当する者に限る。ただし、高体連等開催大会に出場する場合であつて第1項第3号に該当する者が申請書を提出するときを除く。）

(5) 第3条第2項に該当する場合にあつては、同項に該当することを証する書類

(6) 選手名簿（様式第2号）（第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が申請書を提出する場合に限る。）

(7) 選手名簿兼委任状（様式第3号）（第1項第4号に該当する者が一の申請書において複数の選手に係る激励金の交付を申請する場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

(激励金の交付決定通知)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、申請者に激励金を手渡すことをもって決定通知に代えるものとする。ただし、都合により手渡すことのできない場合、口座振込で処理することができる。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、激励金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(激励金辞退の申出)

第7条 激励金の交付申請後、当該大会に不参加となった場合、速やかに激励金辞退申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(結果報告書)

第8条 規則第14条の規定により激励金の交付を受けた者は大会終了後1か月以内に、市長に対し、激励金交付大会結果報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(取消通知書)

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、激励金交付決定取消通知書(様式第7号)により行うものとする。

(返還通知書)

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、激励金返還通知書(様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行し、平成24年度分の激励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

大会区分		交付額	
国際大会	オリンピック競技大会	1人につき 50,000円	
	世界選手権大会（ただし、最上位の大会と認められるものに限る。）	年齢制限を設けていない大会	1人につき 50,000円
		年齢制限を設けている大会	1人につき 25,000円
	その他国際大会	年齢制限を設けていない大会	1人につき 30,000円
		年齢制限を設けている大会	1人につき 15,000円
	全国大会	国民スポーツ大会	個人競技
団体競技			1チームにつき 50,000円。 ただし、交付対象者である登録選手が10人に満たないときは、その満たない数に5,000円を乗じて得た額を減じるものとする。
高体連等開催大会		1人につき 3,000円	
その他全国大会		個人競技	1人につき 3,000円
		団体競技	1チームにつき 30,000円。 ただし、交付対象者である登録選手が10人に満たないときは、その満たない数に3,000円を乗じて得た額を減じるものとする。
国際大会又は全国大会に相当するものとして市長が認める大会		国際大会に相当するものにあつては国際大会の項に、全国大会に相当するものにあつては全国大会の項に、それぞれ規定する額	

備考

- 1 団体競技とは、競技ルールでチームとしてプレーする競技をいう（個人競技の団体戦は除く。）。
- 2 高体連等開催大会のうち、予選が個人競技の場合にあつては4人以下、団体競技の場合にあつては4チーム以下で行われるものについては、この表に定める激励金の額の3分の2の額とする。
- 3 この表のその他全国大会に該当する全国大会に出場する場合であつて、次のいずれかに該当するときの激励金の額は、この表に定める額の3分の2の額とする。ただし、大会シード選手として出場する場合及び出場に当たり高度の競争性があると認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 予選会等が開催されずに出場するとき。
 - (2) 標準記録突破による出場であるとき。
 - (3) 予選が、個人競技の場合にあつては4人以下、団体競技の場合にあつては4チーム以下で行われるとき。
- 4 「国際大会」の激励金交付回数は、1人につき1年度当たり3回を上限とする。
- 5 「その他全国大会」の激励金交付回数は、1人につき1年度当たり1回とする。